

届出制手数料届出書
~~届出制手数料変更届出書~~

① 2023 年 3 月 31 日

厚生労働大臣 殿

(ふりがな) ふく よう きょう どう くみ あい

②届出者 氏 名 福 揚 協 同 組 合

代表理事 飯田 保孝

職業安定法第32条の3第1項第2号の規定により下記の届出制手数料に係る届出をします。

記

③許 可 番 号	1 8 - ユ - 3 0 0 0 4 7
(ふりがな) ④氏 名 又 は 名 称	ふく よう きょう どう くみ あい ----- 福 揚 協 同 組 合
(ふりがな) ⑤所 在 地	〒 9 1 5 - 0 8 2 4 電話 0778 (21) 3852
	ふくいけん えちぜんしたけふやなぎちょう ----- 福 井 県 越 前 市 武 生 柳 町 6 番 3 0 号
	----- ----- -----
⑥適用開始・変更予定日	2022 年 4 月 1 日
⑦届出・変更届出内容	別添手数料表のとおり
⑧備 考	

様式例第3号－1 【一般登録型】

手数料表
(一般登録型の例示)

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用 (※1)	0 円 手数料負担者は 求人者 とします。
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス 【職業紹介サービス】 (※2)	成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 10 % (または 円) (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用期間が1年を超える場合は最大1年間分）に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 10 % (または 円) 手数料負担者は 求人者 とします。
求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス 【職業紹介の付加サービス】 (※3) *上記職業紹介サービスに加えて、より専門的な相談・助言の付加サービスを行う場合	成功報酬 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 10 % (または 円) 手数料負担者は 求人者 とします。

上記手数料には、消費税（※4）は含まれておりません。別途加算となります。

許可番号 18-ユ-300047

事業所の名称及び所在地 福揚協同組合 福井県越前市武生柳町6-30